

公共事業の前に司法は無力か？
ハッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1
明治大学政治経済学部・西川伸一
nisikawa1116@gmail.com (■→@)
<http://www.nishikawashin-ichi.net/>

司法行政からみた裁判官

～裁判官だって出世したい！

1) 裁判だけが仕事ではない

@司法行政とはなにか

司法を運営していくのに必要な事務的管理作用

具体的には、裁判所職員の人事・給与、財務、組織・構成の運営、物的施設の管理など。

「全国の裁判組織に関するヒト・モノ・カネについて」
(藤田宙靖)

「[矢口洪一]今の裁判官の3分の2ぐらいが何らかの意味で司法行政に関与しています。」西川(2005:76)

☆司法行政＝裁判所行政

例)最高裁長官の二つの顔：
最高裁大法廷の裁判長 + 最高裁裁判官会議の議長

《内容》

- 1) 裁判だけが仕事ではない
- 2) 官名からみた裁判官
- 3) 裁判官だって出世したい!



竹崎博允 (たきさき・ひろのぶ)
最高裁長官: 1944-

公共事業の前に司法は無力か？
ハッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

@裁判官の二つの仕事

裁判所法

第12条(司法行政事務) 最高裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、最高裁判所長官が、これを総括する。

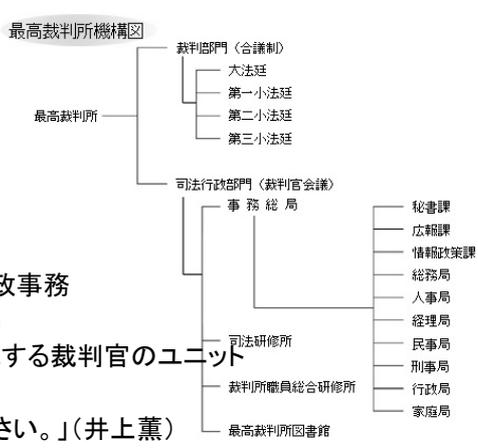
2 裁判官会議は、全員の裁判官でこれを組織し、最高裁判所長官が、その議長となる。

Cf.) 第20条 各高等裁判所が司法行政事務を行うのは・・・
第29条第2項 各地方裁判所が司法行政事務を行うのは・・・

↓
第31条の5 家庭裁判所にこれを準用する。

裁判官の仕事＝裁判実務＋司法行政事務
下級裁判所＝「部」と事務局
→合議体を構成する裁判官のユニット

☆司法権＝裁判権＋司法行政権
「このふたつの区別は忘れないでください。」(井上薫)



最高裁判所機構図

最高裁判所

- 裁判部門(合議制)
 - 大法廷
 - 第一小法廷
 - 第二小法廷
 - 第三小法廷
- 司法行政部門(裁判官会議)
 - 事務局
 - 秘書課
 - 広報課
 - 情報政策課
 - 総務局
 - 人事局
 - 総務局
 - 総務局
 - 民事局
 - 刑事局
 - 行政局
 - 家庭局
- 司法研修所
- 裁判所職員総合研修所
- 最高裁判所図書館

公共事業の前に司法は無力か？
ハッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

2) 官名からみた裁判官

@裁判官の官名と定員

裁判所法

第5条（裁判官） 最高裁判所の裁判官は、その長たる裁判官を最高裁判所長官とし、その他の裁判官を最高裁判所判事とする。

2 下級裁判所の裁判官は、高等裁判所の長たる裁判官を高等裁判所長官とし、その他の裁判官を判事、判事補及び簡易裁判所判事とする。

裁判所職員定員法（平成二四年九月五日法律第七五号）

官名	定員
最高裁判所長官	1
最高裁判所判事	14
高等裁判所長官	8
判事	1857
判事補	1020
簡易裁判所判事	806
合計	3706

手続き

（内閣；最高裁長官は天皇）

↓ 「任命」

官名：裁判官の種類 例) 高等裁判所長官
（最高裁判所）

↓ 「補する」：補職という。

職名：特定の裁判所の裁判官たる地位

例) 高松高等裁判所長官

3

公共事業の前に司法は無力か？
ハッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

<任命>

内閣
高等裁判所判事
最高裁判所事務総長
（以上三月二十七日）
（各通）
出田 孝一
山崎 敏雄
永井 敏充

『官報』第5770号
(2012年3月30日)

<補職>

最高裁判所
高等裁判所長官
高松高等裁判所長官に補する
（以上三月二十七日）
出田 孝一

『官報』号外第84号
(2012年4月11日)

@下級裁判所裁判官の10年任期制

日本国憲法

第80条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によって、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を10年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

裁判所法

第50条（定年） 最高裁判所の裁判官は、年齢七十年、高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所の裁判官は、年齢六十五年、簡易裁判所の裁判官は、年齢七十年に達した時に退官する。

4

公共事業の前に司法は無力か？
ハッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

@判事補から判事へ

裁判所法

- 第15条（構成） 各高等裁判所は、高等裁判所長官及び相応な員数の判事でこれを構成する。
- 第23条（構成） 各地方裁判所は、相応な員数の判事及び判事補でこれを構成する。
- 第29条（司法行政事務） 最高裁判所は、各地方裁判所の判事のうちに各地方裁判所長を命ずる。
- 2 各地方裁判所が司法行政事務を行うのは、裁判官会議の議によるものとし、各地方裁判所長が、これを総括する。
- 3 各地方裁判所の裁判官会議は、その全員の判事でこれを組織し、各地方裁判所長が、その議長となる。
- 第42条（高等裁判所長官及び判事の任命資格） 高等裁判所長官及び判事は、次の各号に掲げる職の一又は二以上に在つてその年数を通算して十年以上になる者の中からこれを任命する。
- 一 判事補
- 第43条（判事補の任命資格） 判事補は、司法修習生の修習を終えた者の中からこれを任命する。

5

公共事業の前に司法は無力か？
ハッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

@特例判事補

判事補の職権の特例等に関する法律 (昭和二十三年七月十二日法律第百四十六号)

第1条 判事補で裁判所法（昭和22年法律第59号）第42条第1項各号に掲げる職の一又は二以上にあつてその年数を通算して5年以上になる者のうち、最高裁判所の指名する者は、当分の間、判事補としての職権の制限を受けないものとし、同法第29条第3項（同法第31条の5で準用する場合を含む。）及び第36条の規定の適用については、その属する地方裁判所又は家庭裁判所の判事の権限を有するものとする。

「判事補としての職権の制限」



裁判所法

第27条（判事補の職権の制限） 判事補は、他の法律に特別の定めのある場合を除いて、一人で裁判をすることができない。

2 判事補は、同時に二人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができない。

6

公共事業の前に司法は無力か？
八ッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

@まとめると...裁判官の一生

例) 任官25歳: 未特例判事補 →(5年後)→ 30歳: 特例判事補
 →(5年後)→ 35歳: 第1回再任 = 判事
 →(10年後)→ 40歳: 第2回再任
 →(10年後)→ 50歳: 第3回再任
 →(10年後)→ 60歳: 第4回再任
 →65歳: 定年退官

最も恵まれたパターン:
 判事補→判事→高裁長官→
 (65歳の定年前に) 最高裁判事(長官)
 に任命 →国民審査 →70歳: 定年退官

最も悲惨なパターン:
 判事補 →(10年後)→ 再任拒否
 例) 宮本事件(1971)
 Cf.) 「青年法律家協会」 『朝日新聞』1971.4.2



公共事業の前に司法は無力か？
八ッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

3) 裁判官だって出世したい！

@裁判官にとって出世とは～①任地

大都市の大規模庁に勤務したい！

- ・やりがいの大きい注目事件
- ・都会での快適な生活
- ・子どもの教育環境

↓

伊東武是(たけよし)神戸地家裁姫路支部長(22期)の発言:

「そうした中、裁判官は、その任地での仕事ぶり、すなわち処理した事件数はもとより、判決の丁寧さ、当事者からの評判、部下職員との接し方、その評価、さらには日常的な生活態度も含めて、換言すれば、その任地における「業績」が次の、あるいは次の次の任地につき、希望がかなえられるかどうかの決定的ポイントになることを知っている。・・そうすると、うかうかして勤務を怠けてはおれないのである。問題行動など起こして所長の不興をかったりしてはまずい。かくして、転勤行政は、裁判官に対して極めて大きな「尻叩き」として、無言の督励効果を発揮することになる。」西川(2005:190)

裁判官の転勤頻度: 若いうちは3年ごと、中堅以降は5年ごとに異動する。

8

公共事業の前に司法は無力か？
八ッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

@「支部めぐり」

「支部支部(渋々)と、支部から支部へ支部めぐり、支部(四分)の虫にも五分の魂」日本裁判官ネットワーク(2001:193)

田中昌弘(13期)の経歴

- 1961 横浜家・地補
- 1964 佐賀地・家
- 1967 岡山地・家津山支部
- 1970 横浜家・地
- 1971 横浜家・地判
- 1973 水戸地・家日立支部長
- 1977 横浜地・家横須賀支
- 1981 名古屋地・家豊橋支
- 1986 千葉地・家松戸支
- 1992 横浜地・家小田原支
- 1995 依願退官

☆34年の裁判官キャリアのうち25年間は支部勤務

梶田英雄(12期)の発言(映画『日独裁判官物語』1999)

「人事上不利な扱い」

- i 任地上の差別
- ii 給料
- iii 部総括判事の指名を受けられない。



@裁判官にとって出世とは～②報酬

公共事業の前に司法は無力か？
八ッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！
2013.6.1

裁判官の報酬等に関する法律
(平成24年法律第4号)

区分	報酬月額
最高裁長官	2,050,000
最高裁判事	1,495,000
東京高裁長官	1,434,000
その他の高裁長官	1,328,000
判事1号	1,198,000
2号	1,055,000
3号	984,000
4号	834,000
5号	720,000
6号	646,000
7号	585,000
8号	526,000

昇給したい！
判事4号までは勤続年数に応じてほぼ一斉に昇給する。 満18年6か月;「バカヨン」

「3号問題」: 昇給時期に差が付く。
満21年で昇給={最高裁調査官、高裁判事、大都市の部総括判事、中都市の地裁所長代行の経験者}
その半年後に同期の大半は昇給

☆昇給できない判事もいる。
「[安倍晴彦・14期]静岡の浜松支部に在勤中には、裁判官会議での座席の位置が号俸順で指定されているため、一年ごとに座席位置が繰り下がり、毎年後輩が私の上位に上がっていくという、実に嫌なこともあった。」西川(2005:202) 10

公共事業の前に司法は無力か？
八ッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！

2013.6.1

@裁判官にとって出世とは～③補職ポスト

司法行政ポストに就きたい！

例)部総括判事(=裁判長;3号俸)、最高裁事務総局の要員、司法研修所
教官、地家裁所長・代行、高裁長官・事務局長、(最高裁調査官)

矢口洪一元最高裁長官(高輪1期)の発言

「裁判は、まあ何とかできるが、事務は駄目
だという人はいますが、事務はできるが、裁
判はできないという人は、不思議にいませ
んね。一流の行政官だったら、裁判もでき
ると思います」矢口(2004:192)



裁判官の意識: 裁判はできて当たり前、そ
の上、司法行政もきちんとこなすことこそ、
「できる裁判官」の証。



☆司法行政を格上視する逆立ちした価値観



やぐち・こういち (1920-2006)

公共事業の前に司法は無力か？
八ッ場ダム住民訴訟、最高裁へ！

2013.6.1

@「できる」裁判官とは

「裁判官というのは、判例集にも載らないし、何にも載らないで、事件を溜
めないでやっている裁判官が、一番いい裁判官です。」矢口(2004:108)

「「あいつの事件は、片っ端から上訴される。そして、片っ端から敗れて
いく」ということになったら、やっぱりおかしいでしょう。」矢口(2004:132)

@広島高裁・筏津(いかだつ)順子裁判長(30期;1950生まれ)

2013.3.25に歴史的な「1票の格差」違憲判決

長良川水害訴訟

	裁判長	右陪席	左陪席	判決日	判決
安八訴訟	秋元隆男	松永真明	筏津順子	1982.12.10	住民勝訴
墨俣訴訟	渡辺剛男	松永真明	筏津順子	1984.5.29	住民敗訴

引用・参考文献

☆2015.6.8定年退官

西川伸一(2005)『日本司法の逆説』五月書房。

———(2010)『裁判官幹部人事の研究』五月書房。

日本裁判官ネットワーク(2001)『裁判官だって、しゃべりたい!』日本評論社。

矢口洪一ほか(2004)『矢口洪一オーラル・ヒストリー』政策研究大学院大学。